

事件番号 平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東外110名

被告 国

準備書面（12）

（求釈明回答：美浜原発に関し本件において主張する理由）

2017（平成29）年8月30日

名古屋地方裁判所民事9部A2係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

本準備書面では，裁判所からの求釈明事項（美浜原発3号機に関する主張を本件において主張する理由）について，回答する。

1 本件原発との共通点が多いこと

本件原発（高浜1，2号機）との美浜原発3号機は，同じ若狭湾に立地しており地理的条件，自然条件等が共通していること，事業者が同じであること，いずれも運転開始から約40年経過する原発であること（老朽化の程度が同程度であること）等，共通点が多い。そのため，美浜原発3号機に関することは本件においても原告らの主張に関連するものが多い。

もっとも本件原発に関する各処分の違法性との関係では，原告らの主張を補強ないし補足する事情ないしは関連事実と位置付けられるといえる。

2 他の原発で問題とされていることは本件原発にも関連するものであること

また、美浜原発3号機に限らず、他の原発における事情を本件において主張することもある。例えば、原子力規制委員会による審査の実情などは、同委員会の審査が不十分であることや杜撰であることを裏付けるものであり、本件原発における調査審議の不十分さを推認させる事実ともなる。このように本件における美浜原発3号機を含めた他の原発における問題点に関する主張は、原告らの主張に関連する事実と考えている。

以 上